

「第1回 車両用防護柵設置に関する検討委員会」 議事要旨

日 時:平成18年9月29日(金) 10:00~12:00

場 所:合同庁舎2号館 低層棟共用会議室2B

出席者:元田委員、赤羽委員、四倉委員、岡委員、玉越委員

(宮田道路局長より挨拶)

(委員長に元田委員、委員長代理に赤羽委員を選出)

(元田委員長より挨拶)

〈議事〉

1. 8月25日発生の車両転落事故について

(資料1により事務局から説明)

- 事故車はRV車ということで、縁石を乗り越えやすい。RV車のタイヤの直径はどのくらいなのか報告してもらいたい。
- 被害車両が防護柵に衝突した時のスピード・角度はどのくらいだったのか。裁判等で明らかになれば報告してもらいたい。

2. 防護柵の設置基準について

(資料2により事務局から説明)

- 海外の基準はどのようになっているのか調べて報告して欲しい。
- 8月25日発生の事故における車両挙動と防護柵の設置基準において想定されている衝突条件との関係、および歩道がどの程度緩衝機能を果たすのかということが、今回の委員会の焦点になるのではないか。
 - 特異な事故のケースについてどの程度カバーすべきか、縁石・歩道の機能がどの程度なのかを検討していく必要がある。
- 過去の類似の事故事例を分析し、明らかにすることが一つの検討方法になるのではないか。

3. 直轄国道における橋梁防護柵設置状況について

(資料3により事務局から説明)

- 資料は直轄管理の一般国道のみの数値だが、地方公共団体の管理する橋梁の状況はどうなのか。
 - 福岡県、福岡市、北九州市が、それぞれ管理する橋梁について防護柵の設置状況を調べて公表しているが、これによれば、①のタイプ(今回事故が発生した箇所と同じで、歩道の外側に歩行者自転車用柵が設置されているケース)は、約6割と直轄管理の橋梁に比べて割合が高くなっている。
- ②のタイプ(歩道外側に自転車歩行者用柵と兼用した車両用防護柵が設置されているケー

ス)は、歩道が狭いために歩車道境界に車両用の防護柵が設置できず、歩道端に車両用を設置することになったと考えられるが、歩道の幅員との関係で橋梁における防護柵の設置状況を整理してもらいたい。

→②のタイプについては、歩道が狭いということの他に、除雪を考慮して、歩車道境界には防護柵を設置しづらいということが考えられる。

○縁石を設置せず、路側線だけで歩道にしている簡易なものも見られるが、橋梁にはないのか。

→橋梁上にはないと思われる。構造令上は、路側線だけのものは歩道とは呼んでいない。

4. 今後の検討方針について

(資料4により事務局から説明)

○類似の事故がどのくらいあるのか、データが集められるのかが今後大切になる。

→過去10年分程度の歩道併設橋梁における車両転落事故について今後調べたい。

○車道から逸脱したかどうかわかれば、縁石の効果の一つの検証になるのではないか。

○橋梁部以外で今回と同じような構造はないのか。橋梁部だけではなくても同じようなことが起きる可能性はあるのではないか。

→基準等に照らして防護柵設置の考え方、運用方針で検討が必要なのは歩道付橋梁の場合と考えられる。まずは橋梁を対象を絞って調査し、その上で、その他の部分についても必要があれば、対象を広げて検討していくというかたちを取らせて頂きたい。

○転落しなかったが、防護柵があったおかげで助かったというものがわかれば、防護柵の機能の証明にもなる。

○歩行者自転車用柵が設置されている歩道併設橋梁について現場をみたい。

5. 検討スケジュールについて

(資料5により事務局から説明)

○10月から12月にかけて3回程度、月1回程度のペースで委員会を開催し、年度内の早い時期に中間的にとりまとめをしたい。

○事故データの入手や整理等があるので、具体的な次回の日程は事務局の方で調整してもらいたい。